

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等の施行に伴う関税等の取扱いについて

蔵関第 269 号
平成 12 年 3 月 31 日
改正 蔵関第 652 号
平成 12 年 8 月 10 日
改正 財関第 191 号
平成 13 年 3 月 21 日
改正 財関第 346 号
平成 15 年 3 月 31 日
改正 財関第 893 号
平成 19 年 6 月 29 日

標記のことについては、下記のとおり定めたので平成 12 年 4 月 1 日から、これにより取り扱われたい。

記

(関係法令の略称)

0 - 1 この通達における関係法令の略称は、それぞれ次による。

- (1) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
(昭和 46 年 12 月 31 日法律第 129 号) 法
- (2) 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令
(昭和 47 年政令第 151 号) 令
- (3) 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の特別措置等に関する省令
(昭和 47 年大蔵省令第 42 号) 省令
- (4) 沖縄の復帰に伴う地方税法の適用の特別措置等に関する政令
(昭和 47 年 5 月 2 日政令第 161 号) 沖地令

第 1 章 製造用原料品の減免税

(「沖縄県の区域において輸入されるもの」の意義)

1 - 1 法第 83 条第 1 項《製造用原料品等の減免税》に規定する「沖縄県の区域において輸入されるもの」とは、沖縄県の区域内において輸入の許可を受けて引き取られるものをいう。したがって、沖縄県の区域以外の本邦の地域から保税運送され、沖縄県の区域内で輸入の許可を受け、引き取られるものもこれに含まれる。

第 2 章 小規模企業製造用原料品の減免税

(減免税原料品等の範囲)

2 - 1 令第 114 条第 1 項《減免税原料品等の指定》に規定する「こんにゃく芋(切ったもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む。)」とは、関税定率法別表第 1212.99 号の 1 に該当する物品をいう。

(輸入の際の取扱い)

2 - 2 法第 83 条第 1 項第 2 号《小規模企業に係る製造用原料品の減免税》に規定する原料品(以下「小規模企業製造用原料品」という。)の輸入の際の取扱いは、次による。

(1) 令第 114 条第 4 項《関税定率法施行令の規定の準用》において準用する関税定率法施行令第 58 条第 1 項《軽減税率の適用についての手続》に規定する書面は、「小規模企業製造用原料品、発電用石油、生活消費物資減免税証明書」(別紙様式 1)とし、2 通(原本、事後確認用)を輸入(納税)申告書に添付して提出させる。

この場合において、受理税関官署と減免税に係る貨物の使用地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち 1 通(事後確認用)を当該貨物の使用地を所轄する税関官署へ送付する。

(2) 小規模企業製造用原料品の輸入申告に際しては、令第 114 条第 3 項において準用する令第 113 条第 3 項《減免税割当証明書の提出等》の規定により提出される「減免税割当証明書」(令第 115 条第 3 項《減免税割当証明書の発給》の規定により沖縄県知事が発給するもので、沖縄県の区域における製造用原料品の減免税割当制度に関する省令(昭和 47 年 5 月農林省令第 33 号)様式第 2 に規定する様式によるもの。以下「割当証明書」という。)について次のことを確認する。

イ 割当証明書の「割当てを受けた者の氏名(名称)」欄に記載された者(以下「割当証明書の名義人」という。)が、輸入申告者と同一であること。

ロ 輸入申告年月日が割当証明書の有効期間内であること。

ハ 輸入申告数量が割当証明書の「証明の内容」欄に記載された数量(当該割当証明書により割当てを受けた数量の一部が既に減免税輸入されている場合には、割当証明書の裏面の「減免税割当数量の残存数量」欄に記載された数量。以下「割当数量」という。)の範囲内であること。

ニ 輸入申告の品名が割当証明書の「証明の内容」欄に記載された品名と一致していること。

(3) 輸入数量の一部について減免税を受けようとする場合には、減免税を受けようとする数量とそれ以外の数量とを別欄にして申告させ、当該一部の数量について法第 83 条第 1 項第 2 号の規定を適用する。

(4) 法第 83 条第 1 項第 2 号の規定を適用する場合には、当該輸入(納税)申告書に

減 免 税 割 当 貨 物 証明書第 号

の表示を行わせるとともに、割当証明書裏面の「税関申告番号及び申告年月日」の欄に、輸入申告番号及び輸入申告年月日を記載させる。

(輸入許可の際の取扱い)

- 2 - 3 小規模企業製造用原料品について輸入の許可をする際の取扱いは、次による。
- (1) 割当証明書の裏面の「通関数量」欄には、当該貨物の通関実績数量を記載し、免税割当数量の残存数量」欄には、割当証明書の数量から通関実績数量を差し引いて残数量がある場合はその残数量を、残数量がない場合は「出切」と記載し、また、「許可年月日及び税関押印」欄には、輸入許可年月日を記載し、審査印を押なつする。
 - (2) 上記(1)により割当証明書の裏面に記入する数量の単位はトンとし、少数点以下第3位まで(第4位を切捨て)記入する。

(割当証明書の提出猶予の取扱い)

- 2 - 4 令第114条第3項において準用する令第113条第3項ただし書《減免税割当証明書の提出猶予》の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、次による。
- (1) 「やむを得ない理由」とは、割当期間(4月1日から翌年3月31日まで)の初期における割当手続の遅延、割当証明書の分割手続又は割当証明書の紛失による再発行手続のため、輸入申告の際に割当証明書を提出することができない場合等をいう。
 - (2) 「相当の期間」とは、原則として、2月の範囲内で適当と認める期間をいい、その期間内で猶予期間を指定する。

なお、2月以内に割当証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、願出により適当と認める期間の延長を認めて差し支えない。

- (3) 証明書の提出猶予の申請は、「小規模企業製造用原料品割当証明書提出猶予申請書」(別紙様式2)2通(原本、承認書用)を提出することによつて行わせ、承認したときは、うち1通(承認書用)に提出猶予期限を記載の上、承認印を押なつて申請者に交付する。

(割当証明書の提出が猶予された場合の輸入手続)

- 2 - 5 令第114条第3項において準用する令第113条第3項ただし書の規定に基づき割当証明書の提出が猶予された小規模企業製造用原料品の輸入手続については、次による。
- (1) 当該貨物について関税法第73条《輸入の許可前における貨物の引取り》の規定による輸入の許可前引取りの承認申請を行わせる。
 - (2) 上記(1)により、輸入の許可前引取りがされた貨物について、その後割当証明書が提出されたときは、輸入を許可する。

なお、提出猶予の期限までに割当証明書が提出されなかつたときは、申請者から割当証明書の取得見込みについて聴取し、取得の見込みがないと認められるときは、関税法第7条の16第1項《更正》の規定により税額等の更正を行う。

取得の見込みがあるときは、上記2 - 4の(2)なお書により提出猶予期間の延長の願出をさせる。

(輸入後の取扱い)

- 2 - 6 小規模企業製造用原料品の輸入後の取扱いについては、次による。
- (1) 用途外使用等の承認申請手続

令第114条第4項において準用する関税定率法施行令第10条《製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続》に規定する申請書は、「用途外使用承認申請書」(税関様式T第1140号)中「関税定率法第条第項」を「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第83条第4項において準用する関税定率法第20条の2第2項」に訂正したものとし、2通(原本、承認書用)を承認を受けようとする貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関官署に提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつて申請者に交付する。

(2) 用途外使用とされない用途の承認申請手続等

イ 令第116条第2項《用途外使用とされない用途の承認申請手続》に規定する申請書は、「用途外使用とされない用途の承認申請書」(別紙様式3)とし、4通(原本、承認書用、沖縄県知事の意見聴取用、事後確認用)を、承認を受けようとする貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関官署に提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合において、承認した税関官署と承認に係る貨物の使用地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち1通(事後確認用)を当該使用地を所轄する税関官署へ送付する。

ロ 令第116条第3項《沖縄県知事の意見の聴取》の規定により、用途外使用とされない用途の承認について行う沖縄県知事への意見聴取は、上記イの申請書1通(沖縄県知事の意見聴取用)を送付して行うものとする。

ハ 用途外使用とされない用途の承認は、上記ロにより沖縄県知事の同意が得られた場合に限り行うものとする。

(3) 亡失の届出

令第114条第4項において準用する関税定率法施行令第11条第1項《製造用原料品等の亡失の届出》に規定する届出書は、「小規模企業製造用原料品、発電用石油亡失届」(別紙様式4)とし、2通(原本、交付用)に亡失地を所轄する警察官署その他の公的機関の災害等についての証明書を添付して提出させ、税関において亡失の事実を確認したときは、うち1通(交付用)に確認印を押なつて届出者に交付する。

(4) 減却の承認申請手続

令第114条第4項において準用する関税定率法施行令第11条第2項《製造用原料品の減却の場合の手続》に規定する申請書は、「小規模企業製造用原料品、発電用石油減却承認申請書」(別紙様式5)とし、2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつて申請者に交付する。

減却の承認を受けた申請者が関税の軽減又は免除を受けた貨物を減却するときは、原則として、税関職員が立ち会うものとする。

(5) 用途外使用等に係る貨物の変質又は損傷による減税の手続

令第114条第4項において準用する関税定率法施行令第11条第3項《製造用原料品の用途外使用等の場合における変質又は損傷による減税の手続》に規定する申請書は、「変質・損傷減税申請書」(「変質・損傷減税明細書」(税関様式T第1010号)の表題中「明細書」を「申請書」に訂正のうえ使用させて差し支えない。)とし、2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつし

て申請者に交付する。

(6) 帳簿の備付け

令第 114 条第 4 項において準用する関税定率法施行令第 59 条《帳簿の備付け》に規定する帳簿は、「小規模企業製造用原料品、発電用石油に関する帳簿」(別紙様式 6) によるものとする。

(7) 沖縄県知事の調査依頼に対する協力

沖縄県知事から沖縄地区税関長に対して割当証明書に係る貨物の輸入についての調査依頼があったときは、沖縄地区税関長は、当該調査依頼に協力するものとする。

第 3 章 発電用石油の免税

(法第 83 条第 2 項に関する用語の意義)

3 - 1 法第 83 条第 2 項《発電用の石油の免税》の規定に関する用語の意義については、次による。

(1) 「発電の用に供する」とは、直接発電用の燃料として使用することのほか、発電機の稼動に必要不可欠な用途(例えば、焚き上げ準備用、重油保温のための燃料用、発電機の点火用及び発電機の掃除用)に使用することを含むものとする。

(2) 「当該区域内において輸入されるもの」の意義については、前記 1 - 1 (「沖縄県の区域において輸入されるもの」の意義)に規定するところによる。

(事業場の承認の取扱い)

3 - 2 法第 83 条第 2 項に規定する事業場(以下「事業場」という。)の承認の取扱いは、次による。

(1) 承認の要件

次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、原則として、事業場の承認はしないものとする。

イ 申請された事業場が法第 83 条第 2 項に規定する要件(電気事業法第 2 条第 6 項に規定する電気事業者の事業場であって、沖縄県の区域内にあり、発電設備を有する事業場であること。)を欠くものである場合

ロ 申請者が、関税法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から 3 年を経ない場合

ハ 申請者が、関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経ない場合

ニ 申請者が、上記ロ又はハに該当する者を役員とする法人である場合又は上記ロ又はハに該当する者を代理人、支配人その他の主要な従業員として使用する者である場合

ホ その他申請者の信用状況、業務遂行能力等からみて、承認するのが、適当でないと思われる場合

(2) 承認申請の手続

イ 令第117条第2項《事業場の承認申請手続》に規定する申請書は、「発電事業場承認申請書」(別紙様式7)とし、2通(原本、承認書添付用)(当該申請に係る事業場の所在地が税関支署又は税関出張所の管轄区域に属するときは、本関送付用として1通を加え、税関支署出張所の管轄区域に属するときは、本関及び支署送付用として2通を加える。)を、当該申請に係る事業場の所在地を所轄する税関官署に提出させる(注)。この場合において、1申請者が当該税関官署の所轄する地域内に所在する2以上の事業場について承認を受けようとするときは、一括申請を認めることとし、各事業場についての記載事項は、別葉の申請書用紙にそれぞれ記載させ、申請書に添付させて差し支えない。

(注) この場合の申請書のあて名は、承認権限者であるから留意する。この承認権限は、関税法施行令第92条第1項第1号の規定により税関支署長に委任されることになるが、同条第2項及び第3項の規定により別の定めをし(例えば出張所長へ委任をする等)その旨公告したときは、それによることになる。

ロ 事業場の承認申請に当たっては、申請書に次に掲げる書類を添付させるものとする。

(イ) 申請者が法人の場合には、その登記簿の謄本。個人の場合には、住民票

(ロ) 信用状況を証するに足りる書類(法人の場合には、最近の事業年度の営業報告書。個人の場合には、納税証明書又はその他の書類でその資産状態を示すもの)

(ハ) 事業場の図面(建物等の配置図、求積図及び事業場周辺の見取図)

(ニ) 事業の状況及び経歴を記載した書面

(3) 承認権限者への送付

上記(2)のイにより申請書の提出を受けた税関官署の長が承認権限を有しないときは、当該申請書(当該税関官署用を除く。)に意見を付して、承認権限を有する税関官署の長に送付する。

(4) 沖縄地区税関長への協議

上記(2)のイによる申請に係る承認権限者が税関支署、税関出張所又は税関支署出張所の長である場合には、当分の間、提出(又は送付)された申請書のうち1通(本関送付用)(税関支署出張所の場合は2通(本関送付用、支署送付用))に承認の適否についての当該税関官署の意見を付して本関に(税関支署出張所の場合は、税関支署を経由して)送付し、承認の適否についてあらかじめ協議するものとする。

(5) 承認(又は不承認)の処理

申請のあつた事業場について承認権限者が承認したときは、「発電事業場、消費生活物資卸売業者承認書」(別紙様式8)を作成し、また、承認しなかつたときは、「発電事業場、消費生活物資卸売業者不承認通知書」(別紙様式9)を作成し、それぞれ申請書のうち1通(承認書添付用)を添付して申請者に交付する。

(6) 承認申請書記載事項の変更届の手続

令第117条第3項《申請書記載事項の変更の届出》に規定する届出書は、「

(事業場承認卸売業者)の承認内容変更届」(別紙様式10)とし、当該届出に係る事業場

を承認した売業者税関官署に提出させ(提出部数については、上記(2)のイの発電事業場承認申請書の場合に準ずる。)これを受理したときは、うち1通(交付用)に受理印を押なつして届出者に交付するものとする。この場合において、受理税関官署が、税関支署又は税関出張所である場合には、届出書のうち1通(本関送付用)を本関に、税関支署出張所である場合には、本関及び支署にそれぞれ1通(本関送付用、支署送付用)を、すみやかに送付する。

(免税の手續)

3 - 3 法第83条第2項《発電用石油の免税》に規定する石油(以下「発電用石油」という。)の免税の手續の取扱いについては、上記2 - 2の(1)(減免税の手續等)に規定するところに準ずる。この場合において、「輸入(納税)申告書」とあるのは「輸入(納税)申告書(特例申告(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。以下同じ。))に係る指定貨物(同条第1項に規定する指定貨物をいう。以下同じ。))にあつては、特例申告書(同項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。))」と読み替えるものとする。

(輸入後の取扱い)

3 - 4 発電用石油についての輸入後(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告書の提出後。以下同じ。)の取扱いについては、上記2 - 6の(1)(用途外使用等の承認申請手續)及び(3)から(6)まで(亡失の届出、滅却の承認申請手續、用途外使用等に係る貨物の変質又は損傷による減税の手續、帳簿の備付け)に規定するところに準ずる。

第4章 消費生活物資の減税

(法第84条に関する用語の意義及び取扱い)

4 - 1 法第84条に関する用語の意義及び取扱いは、次による。

(1) 同条第1項《消費生活物資の減免税》に規定する「沖縄県の区域内にある一般消費者」には、一時的に沖縄県の区域内に滞在している者も含まれる。

(2) 同項に規定する「一般消費者の生活の用に直接供されるもの」とは、輸入後、加工又は製造(バナナの熟成加工のように一般消費者の消費のため必要不可欠な加工又は製造を除く。)の原材料として使用されることなく、輸入の際の性質のまま一般消費者の生活の用に供されるものをいう。

なお、飲食店等において、飲食のため来店した顧客の注文により加工するような場合(例えば、ジュースに加工する場合)は、一般消費者の生活の用に直接供されるものとして取り扱う。

(3) 同項に規定する「当該区域において輸入されるもの」の意義については、上記1 - 1に規定するところによる。

(4) 令第118条第4項《帳簿の備付け》に規定する「販売を業とする者」には、消費生活物資を直接一般消費者に提供し、又は一般消費者の注文により加工して提供する飲食店、料理店等を含む。

(承認卸売業者の承認の取扱い)

4 - 2 法第 84 条第 1 項《消費生活物資の減税又は免税》に規定する承認卸売業者(以下「承認卸売業者」という。)の承認の取扱いは、次による。

(1) 承認の要件

次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、原則として、承認卸売業者の承認はしないものとする。

イ 申請者が、法第 84 条第 1 項に規定する要件(同項に定める物品で沖縄県の区域内にある一般消費者の生活の用に直接供されるもの(以下「消費生活物資」という。)の卸売業者であること。)を欠くものである場合

ロ 上記 3 - 2 の(1)のロ、ハ、ニ、又はホに規定する場合

(2) 承認卸売業者の承認申請手続等

承認卸売業者の承認申請手続等の取扱いについては、上記 3 - 2 の(2)から(6)まで(承認申請の手続、承認権限者への送付、沖縄地区税関長への協議、承認(又は不承認)の処理、承認申請書記載事項の変更届の手続)に規定するところに準ずる。この場合において、3 - 2 の(2)イ中「令第 117 条第 2 項《事業場の承認申請手続》に規定する申請書は、「発電事業場承認申請書」(別紙様式 7)とし」は、「令第 118 条第 2 項(承認卸売業者の承認申請手続)に規定する申請書は、「消費生活物資卸売業者承認申請書」(別紙様式 11)とし」と、また、3 - 2 の(2)ロの(ハ)中「事業場の図面」は「販売場の図面」とそれぞれ読み替えるものとする。

(減税の手続)

4 - 3 消費生活物資の減税の手続の取扱いについては、上記 2 - 2 (1)(減免税の手続等)に規定するところに準ずる。

(輸入後の取扱い)

4 - 4 消費生活物資についての輸入後の取扱いは、次による。

(1) 用途外使用等の承認申請手続等

消費者生活物資の用途外使用等の承認申請手続等の取扱いについては、上記 2 - 6 の(1)(用途外使用等の承認申請手続)及び(5)(用途外使用等に係る貨物の変質又は損傷による減税の手続)に規定するところに準ずる。

(2) 帳簿の備付け等

イ 令第 118 条第 4 項《帳簿の備付》に規定する帳簿は、「消費生活物資に関する帳簿」(別紙様式 12)とする。

ロ 令第 118 条第 4 項後段に規定する省略させることができる記載事項は、次のとおりとする。

(イ) 小売業(上記 4 - 1 の(4)に規定する飲食店、料理店等を含む。以下同じ。)の販売場において受け入れた消費生活物資については、輸入許可税関、輸入許可年月日及び輸入許可書の番号

- (ロ) 小売業者（卸売業者が小売を行う場合を含む。）の販売場から払い出した消費生活物資に係る払出先
 - (ハ) その他消費生活物資の種類、販売形態、販売数量その他の事情により記載させる必要がないと認められる事項
- (3) 小売業者（卸売業者が小売を行う場合を含む。）に対しては、その販売する消費生活物資は、沖縄県の区域内にある一般消費者の生活の用に直接供されるものとして関税の減税を受けたものである旨店頭に表示するよう指導する。

第5章 旅客携帯品の戻し税

（承認小売業者の承認）

5 - 1 法第85条（法第155条の2において準用する法第85条第1項を含む）第1項に規定する承認小売業者（以下「小売業者」という。）の承認は、次により行う。

(1) 小売業者の承認の要件

小売業者の承認は、申請者が、昭和46年6月17日（以下「指定日」という。）以前から沖縄県の区域内において令第119条第1項に規定する物品（以下「指定物品」という。）の小売販売場を所有し、又は借り受けて、指定物品の販売をしていた実績のある者（指定日以後において、相続、合併、営業譲渡等により、指定物品販売の事業を承継した者を含む。）である場合に限り行う。

(2) 小売業者の承認を行う税関官署

小売業者の承認に関する事務は、小売販売場の所在地を管轄する税関本関（保税地域の監督を担当する部門（以下「保税監督部門」という。））又は税関支署（保税事務を担当する部門）において行う。なお、税関支署において小売業者の承認に関する事務を行う場合には、小売業者の新規承認の際に、本関に協議を行う。

(3) 小売業者の承認の申請手続

令第119条（沖地令第17条において準用する令第119条を含む。以下同じ）第9項において準用する令第118条第2項の規定による小売業者の承認申請は、「指定物品小売業者承認申請書」（別紙様式13）2通（税関支署において承認を行う場合には、3通）を提出することを求めることにより行うものとし、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつて申請者に交付する。

(4) 承認申請書の添付書類

承認申請書には、原則として、申請者が指定日以前から沖縄県の区域内において指定物品を販売していた旨の公的機関又は業者団体等の証明書並びに申請者が法人の場合にあっては、登記簿の謄本、最近の営業年度における営業報告書を添付させる。

なお、申請者が、指定日以後において、相続、合併、営業譲渡等により指定物品を販売している者であるときは、相続、合併、営業譲渡等により指定物品販売の事業を承継した者である旨の公的機関又は業者団体等の証明書を添付する。

(5) 承認の際に付する条件

小売業者の承認をするに際しては、次の条件を付するものとする。

なお、承認を受けた小売販売場には、指定物品の購入旅客の見やすい場所に、小売

業者であることを示す表示板を掲げるよう指導するものとする。

イ 承認を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がその業務について関税法その他関税又は内国消費税に関する法令の規定に違反した場合には、承認を取り消されることがある旨の条件

ロ 令第119条第2項《承認小売業者の記帳義務》に規定する帳簿、その他指定物品の仕（受）入及び販売等に関する書類を2年間保存しなければならない旨の条件

ハ 小売販売場の承認内容に変更を生ずることとなつた場合には、その変更について届出をしなければならない旨の条件

(6) 承認の内容の変更の手続

令第119条第9項において準用する令第118条第3項に規定する小売業者の承認内容の変更が次のいずれかに該当する場合には、届出を要する事項として取り扱い、その手続は、適宜の様式による「承認小売業者承認内容変更届」2通を提出することを求めることにより行うものとし、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつて届出者に交付する。

イ 小売販売場の所在地に変更がある場合

ロ 小売販売場の名称を変更する場合

ハ 小売販売場において販売する指定物品の品名を追加し、又は減少する場合

ニ 販売方法を変更する場合

ホ 主たる取引先を変更する場合

(7) 承認の期間及び承認の期間の更新手続

承認の期間及び承認の期間の更新手続は、次による。

イ 小売業者の承認の期間は、原則として、承認の日から1年間とし、引き続き指定物品の販売を行う場合には、承認期間の更新手続を行わせる。

ロ 承認の期間の更新の申請は、「指定物品小売業者承認申請書」2通（税関支署において承認を行う場合には、3通）を提出させることにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつて申請者に交付する。

なお、この場合においては、添付書類はできる限り省略させるものとする。

(帳簿の備付け)

5 - 2 令第119条第2項《承認小売業者の記帳義務》の規定により小売業者が備え付ける帳簿及びこれに記載する事項等については、次によるものとする。

(1) 帳簿は、小売販売場ごとに備え付ける。

(注) 例えば、同一小売業者が2カ所の小売販売場を有している場合には、その2カ所の小売販売場について、それぞれ別個に帳簿を備え付けることになる。

(2) 帳簿は、令第119条第2項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備えさせる必要はなく、小売業者の営業用の帳簿に所要の事項を追記したものであつても差し支えない。

なお、小売業者が戻し税用に特別の帳簿を備え付ける場合には、別紙様式14による帳簿を備え付けるよう指導する。

(3) 令第 119 条第 2 項に規定する事項の帳簿への記載は、次によるほか別紙記載要領による。

イ 令第 119 条第 2 項に第 1 号《指定物品の仕入事績の記帳》の規定による指定物品の仕入状況の事績の記帳は、仕入れた指定物品の輸入を許可をした税関、輸入の許可年月日及び輸入許可番号（特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書を提出した税関、提出年月日及び特例申告書の番号又は関税法第 7 条の 16 第 4 項に規定する決定通知書（以下「決定通知書」という。）を発した税関、発出年月日及び決定通知書の番号）を異にするごとに、当該輸入許可（特例申告に係る指定貨物にあっては、当該特例申告書又は当該決定通知書）に係る品名（銘柄、規格が異なるごとに、その品名、銘柄及び規格をいうものとする。以下同じ。）数量、仕入先（取引先）及び仕入年月日を記入する。

ロ 令第 119 条第 2 項第 2 号《仕入れた指定物品に係る国税の課税額等の記帳》は、上記イにより記帳した品名ごとに、その関税又は消費税若しくは酒税の率及び税額を記入する。

ただし、令第 119 条第 8 項《戻し税額の指定》の規定により戻し税額が指定されている指定物品については、その戻し税額を記入するが、税率は記入を要しない。

ハ 令第 119 条第 2 項第 3 号《指定物品の販売事績の記帳》の規定による指定物品の販売状況の事績の記帳は、次による。

(イ) 上記イにより記帳した品名に対応する欄に、販売した年月日、数量及び払戻しを受ける関税又は消費税若しくは酒税の額を記入する。

なお、仕入状況の事績と販売状況の事績とのうち販売状況の事績を別冊の帳簿に記帳することが適当であるときは、別冊の帳簿によって差し支えないものとするが、この場合においては、販売状況の帳簿に仕入状況の事績の仕入整理番号及び品名を付記して記帳する。

(ロ) 販売状況の事績の記帳は、原則として、品名ごとに仕入の順序に従って販売されたものとして記帳する。

(ハ) 同一の日に同一品名の指定物品が多数販売されたときは、その日計の販売数量とこれに係る戻し税額を記帳する。

(関税関係法令に違反した小売業者の処分)

5 - 3 小売業者の承認を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がその業務について関税法その他関税又は内国消費税に関する法令の規定に違反した場合には、法第 85 条第 2 項《承認卸売業者についての規定の準用》において準用する法第 84 条第 2 項《承認卸売業者の承認の取消し》の規定により、小売業者の承認を取り消すことができる。

(小売業者の監督)

5 - 4 小売業者の監督は、本関にあっては保税監督部門、署所においては保税事務を担当する部門において、戻し税申請の内容が正しいかどうかについて、税関に提出された

戻し税申請関係書類、輸入（納税）申告書（特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書又は決定通知書）、手持品課税資料、小売業者が保存する指定物品の仕入及び販売に関する帳簿等を対査することにより行う。

（旅客の範囲）

5 - 5 令第 119 条第 4 項《指定物品を購入することができる旅客》に規定する旅客は、次のとおりとする。

(1) 沖縄県から出域する旅客のすべてを含む。その者の出域先がどこであるか又はその者が沖縄県に居住する者であるかどうかを問わない。

なお、外国で購入した物品について沖縄県に到着した際、既に関税率法第 14 条第 7 号《入国者の携帯品免税》の適用を受けた旅客が、沖縄県から出域する場合も同様に扱うことになるので留意する。

(2) 沖縄県の港から沖縄県以外の本邦の港に行く旅客船以外の船舶（貨物船、漁船等）は、令第 119 条第 4 項に規定する船舶に該当しないので、これらの船舶に便乗する者は、この取扱いの対象とはならない。

（指定物品の範囲）

5 - 6 - 1 令第 119 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる物品の範囲については、それぞれ次による。

(1) 身辺用細貨類（貴石製品、半貴石製品、真珠製品、貴金属製品その他これらに類する製品に限る。）

イ 身辺用細貨類には、手袋、ハンドバッグ及び扇子を含むものとする。

ロ 「その他これらに類する製品」には、貴石又は半貴石を用いた製品、真珠を用いた製品、金又は白金を用いた製品及び貴金属をめつきし、又は張つた製品を含むものとする。

ハ 貴石及び半貴石とは、ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ベリール、トルマリン、ジルコン、クリソライト、ガーネット、オパール、ひすい、アメジスト、ねこ目石、トルコ石、月長石及びクンツアイトをいう。

ニ 貴石及び半貴石には、合成又は再生のものを含むものとする。

ホ 真珠には、合成又は再生のものを含むものとする。

ヘ 貴金属製品とは、貴金属（金、銀若しくは白金又は全重量の 1,000 分の 330 以上の金を含有する合金（以下この表において「金の合金」という。）全重量の 1,000 分の 925 以上の銀を含有する合金若しくは全重量の 1,000 分の 700 以上の白金を含有する合金（以下この表において「白金の合金」という。）をいう。以下この号において同じ。）の製品をいい、貴金属に貴金属をめつきし、又は張つたものを含むものとする。

ト 金又は白金を用いた製品とは、金若しくは金の合金又は白金若しくは白金の合金を用いた製品をいい、金箔、金糸、金粉又は金液を用いたものを含まないものとする。

チ 貴金属をめつきし、又は張つた製品については、時計を除く。

(2) ベつこう製品及びさんご製品

イ ベつこう又はさんご製品のうち、室内装飾用品その他の装飾用調度品、茶道用具、香道用具、華道用具、照明器具、喫煙器具、身辺用細貨類、化粧用具、文具類、宝石箱、食卓用品、携帯用の飲料容器及び優勝杯、優勝楯その他これらに類する品をいう。

ロ 照明器具には、多燈型照明器具（懸垂式、天井直付式又は屋内壁面取付式のものに限る。）及びその燈架、グローブ、シェード又はようらくを含む部分品ユニット並びに電気スタンド（ラジオ受信機又は時計及び時計側並びにムーブメントを取り付けたものを含む。）以外の照明器具を含むものとする。

ハ 喫煙器具には、灰皿（灰入れを含む。） スモーキングスタンド及びたばこセット（たばこ入れ、灰皿及びたばこ盆を合わせて一組としたもの並びに煙草入れ及び灰皿の結合したものをいい、これらに喫煙用のライターその他の物品を附して一組としたものを含む。）以外の喫煙用具を含むものとする。

ニ 身辺用細貨類には、手袋、ハンドバッグ及び扇子を含むものとする。

(戻し税ができる数量又は金額の限度)

5 - 6 - 2 令第 119 条第 5 項《戻し税の限度》の規定により沖縄地区税関長が定める指定物品の数量又は金額は、次の数量又は金額（以下「戻し税限度」という。）とする。

なお、戻し税限度を定めた場合、沖縄地区税関長は遅滞なく当該限度を公示するものとする。

- | | | | |
|---|---|------------------------------|--|
| (1) ウイスキー及びブランデー
(本邦において生産されたものを除く。) | | 3 本（1 本の容量が 760cc 程度のもの） | |
| (2) 腕時計（ " ） | | 2 個（1 個の販売価格が 4 万円以下のものに限る。） | |
| (3) 香水（ " ） | | 2 オンス | |
| (4) 喫煙用のライター（ " ） | } | これらの物品の販売価格の合計額で 2 6 万円 | |
| (5) 万年筆（ " ） | | | |
| (6) 革製ハンドバッグ | | | （沖縄県の区域以外の本邦の地域において生産されたものを除く。） |
| (7) 身辺用細貨類 | | | （貴石製品、半貴石製品、真珠製品、貴金属製品その他これらに類する製品に限るものとし、上記「革製ハンドバッグ」に該当するものを除く。） |
| (8) ベつこう又はさんご製品 | | | （上記「喫煙用のライター」、「万年筆」、「革製ハンドバッグ」に該当するものを除く。） |

(指定物品の販売方法)

5 - 7 指定物品の販売方法については、次による。

(1) 戻し税相当額の周知

小売業者の販売する指定物品が正規の手続で旅客により携帯して移出又は輸出されたときに当該小売業者が払戻しを受ける関税又は消費税若しくは酒税の額に相当する金額（以下「戻し税相当額」という。）は店頭に一括掲示し、又は正札に表示する等の方法により、旅客に周知させるものとする。

(2) 販売記録票の様式

小売業者が旅客に交付する販売記録票は、別紙様式 15 により、税関用、戻し税申請用、購入者用及び小売業者用（控）の 4 枚複写式のものとする。

(3) 販売記録票の交付

指定物品を旅客に販売した場合には、小売業者は、販売記録票に所要の事項を記載し、そのうち税関用、戻し税申請用及び購入者用の3通を旅客に交付し、小売業者用（控）は自店で保管する。

（携帯移出等の確認）

5 - 8 指定物品が旅客により携帯して移出又は輸出されたことの確認は、次により行う。

(1) 確認事務を行う場所等の指定

イ 沖縄地区税関長は、指定物品を携帯して移出し又は輸出することの確認（以下「携帯移出等の確認」という。）事務の円滑な処理を図るため必要があると認めるときは、出域場所、旅客数、船舶又は航空機の出港時間その他の事情を勘案して、確認事務を行う場所、時間等をあらかじめ指定する。

ロ 確認場所等の指定により、小売業者の旅客に対する戻し税相当額の支払方法に変更を来すこととなる場合には、十分な余裕をもつて、指定の内容を小売業者及び旅客に周知させるものとする。

(2) 携帯移出等の確認

イ 旅客は、沖縄県から出域する際、税関職員に販売記録票3通（税関用、戻し税申請用及び購入者用）指定物品及び乗船券又は搭乗券を提示して、携帯移出等の確認を受ける。

販売記録票に記載されていない物品又は現に携帯していない物品については、この確認を受けることができないので留意する。

ロ 税関職員は、次の事項を確認する。

(イ) 旅客が沖縄からの出域者であること。

(ロ) 販売記録票に記載されている物品が指定物品に該当すること及びその物品の数量又は価格が戻し税限度内であること。

ハ 上記ロの確認を行う際、販売記録票に記載されている物品の数量又は価格が戻し税限度を超えていることが判明したときは、次により数量又は価格を訂正する。

なお、数量又は価格の訂正を行う場合においても、税関においては戻し税相当額欄の訂正はしないので留意する。

(イ) 訂正する数量又は価格を2線をもつて抹消し、その線の上部に訂正後の数量又は価格を書き込む。

(ロ) 抹消及び書込みはすべて朱書で行い、抹消した線の末尾に訂正印を押なつする。

(ハ) 戻し税対象として残すものの選択に当たっては、旅客の有利になるよう配慮する。

ニ 税関職員が上記ロの事項を確認したときは、販売記録票2通（戻し税申請用及び購入者用）及び乗船券又は搭乗券に確認印を押なつして旅客に返付する。

ただし、旅客が派出銀行で戻し税相当額の支払いを受けない場合（販売記録票の「戻し税相当額の支払方法」欄(2)又は(3)の内に「レ」印の付されている場合）には、確認印を押なつした販売記録票のうち戻し税申請用は、旅客に返付するこ

となく、直接小売業者に返付する。

ホ 販売記録票（税関用）は、戻し税事務担当部門へ送付する。

ヘ 携帯移出等の確認を受けた旅客が、国際線に就航する船舶又は航空機を利用して本土に入る場合、税関検査に際して販売記録票（購入者用）の提示を求められることがあるので、販売記録票（購入者用）はその時まで保管しておくように指導するものとする。

(3) 未成年者の携帯品の取扱い

未成年者（20歳未満の者）についての携帯移出等の確認は、次により取り扱う。

イ 自己の使用又は消費に充てるために携帯する物品

直接自己の使用又は消費に充てるために携帯する物品は確認の対象とする。

ロ 土産物とするために携帯する物品

未成年者が満12歳以上である場合に限り、当該物品の購入及び処分能力があると認め、確認の対象とする（ウイスキー及びブランデーであつても確認の対象とする。）

（旅客に対する戻し税相当額の支払方法）

5 - 9 小売業者が指定物品の購入者に対して戻し税相当額の支払をする場合、次のような方法が考えられるが、そのいずれの方法によるかは小売業者の任意とする。

(1) 派出銀行を利用する支払

出域場所に派出する小売業者の取引銀行（以下「派出銀行」という。）を利用して、次により戻し税相当額を旅客に支払う。

イ 小売業者は、販売記録票のほか派出銀行にあてた「戻し税相当額支払依頼状」（以下「支払依頼状」という。）を旅客に交付する。

ロ 旅客は、出域の際、支払依頼状及び税関から返付を受けた販売記録票（戻し税申請用）を派出銀行に提出して戻し税相当額の支払を受ける。

ハ 派出銀行は、旅客に対する戻し税相当額の支払を行つた後、販売記録票（戻し税申請用）を小売業者に送付する。

(2) 販売代金を受領する際戻し税相当額を控除する方法

小売業者は、指定物品の販売代金を受領する際販売価格から戻し税相当額を控除する。

(3) 預金口座への振込み又は小切手による支払

小売業者は、税関から販売記録票（戻し税申請用）の返付を受けた後、旅客があらかじめ指定した銀行の預金口座へ戻し税相当額を振り込むか、又は旅客の住所あてに小切手等により送金する。

（確認場所における物品の引渡し）

5 - 10 小売業者が、指定物品の販売に当たり、店頭においてこれを引き渡すことなく、税関が携帯移出等の確認を行う場所において引渡しをしようとする場合には、その旨を税関に届けさせ、税関事務に支障がないと認められるときは、これを認めて差し支えない。

(払戻し税額の計算方法等)

5 - 11 指定物品に対する令第 119 条第 7 項《指定物品の戻し税額》及び第 8 項《指定物品のうち沖縄地区税関長が戻し税額を定める物品の戻し税額》の適用は、次による。

(1) 同条第 7 項第 1 号の規定による払戻し税額の計算は、次により行う。

指定物品に係る

本土法による関税額 : D、旧物品税又は酒税額 : T

沖縄法令の規定により計算したこれらの税に相当する税の額 : D

納付し又は納付されるべき関税額 : A、酒税額 : B、消費税額 : C_1 、地方消費税額 : C_2 (ただし、 C_1 については、指定物品を販売する承認小売業者の消費税及び地方消費税抜きの販売価格を調査した結果に基づき算出された平均販売価格に消費税の税率を乗じて計算された額とし、 C_2 については、上記計算に基づき算出された C_1 に地方消費税の税率を乗じて計算された額とする。)

$$\text{関税又は内国消費税の払戻し税額} = \{ (D+T) - D' \} \times \{ (A+B+C_1) / (A+B+C_1+C_2) \}$$

$$\text{地方消費税の払戻し税額} = \{ (D+T) - D' \} \times \{ C_2 / (A+B+C_1+C_2) \}$$

ただし、関税及び内国消費税の払戻し税額と地方消費税の戻し税額の 1 円未満の端数処理は、四捨五入するものとする。また、関税、酒税及び消費税のそれぞれの払戻し税額の計算は、次によるものとするが、 から までの合計額が と合致するよう 1 円未満の端数を四捨五入等により調整するものとする。

$$\text{関税の払戻し税額} = \times \{ A / (A+B+C_1) \}$$

$$\text{酒税の払戻し税額} = \times \{ B / (A+B+C_1) \}$$

$$\text{消費税の払戻し税額} = \times \{ C_1 / (A+B+C_1) \}$$

なお、この場合、第 6 号《革製ハンドバッグ》から第 8 号《べつこう製品等》までに掲げる指定物品について計算した額 (及び) が当該物品について納付し又は納付されるべき消費税額 (C_1) 及び地方消費税額 (C_2) をそれぞれ超える場合には、当該消費税額 (C_1) 及び地方消費税額 (C_2) が払戻し税額となるので、留意する。

(2) 省令第 42 条《払戻し税額の計算》及び沖縄の復帰に伴う地方税法等の適用の特別措置等に関する省令 (昭和 47 年自治省令第 13 号) 第 9 条 (以下「省令第 42 条等」という。) の規定を適用することとなる令第 119 条第 7 項の「その額が明らかでない場合」とは、次のような場合をいう。

イ 申請者において、取得先 (輸入者又は卸商) が課税価格 (輸入品について) 又は課税標準 (沖縄県産品について) を明らかにしないため、これを知ることができない場合 (他の取得先から、課税価格又は課税標準が明らかな同一指定物品 (銘柄、規格、型式等がすべて同じもの) を購入している場合を除く。)

ロ 申請者において、課税価格又は課税標準の変動が著しいためこれを追跡調査することが困難である場合

(3) 令第 119 条第 8 項の規定により沖縄地区税関長が指定物品及びその払戻し税額を定め、又は改めようとするときは本省にりん議するものとする。

なお、当該税額が定められた指定物品については、同条第7項の規定の適用はないので、留意する。

- (4) 令第119条第1項《旅客携帯品の戻し税物品の指定》各号に掲げる指定物品が、指定物品以外の物品とセットされた状態（例えば、指定物品である万年筆と指定物品でないボールペン及びシャープペンシルとのセット）で価格が設定されている場合における当該指定物品に係る令第119条第7項又は第8項の適用は、当該指定物品と同一の物品が単独で価格設定されている場合の例による。

(関税等の払戻し手続)

5 - 12 小売業者に対する関税、内国消費税及び地方消費税の払戻し手続は次による。

(1) 申請書の様式

令第119条第6項《関税等の払戻し手続》の申請書の様式は、「指定物品に係る関税等の戻し税申請書」(別紙様式16 - 1)及び「指定物品に係る関税等の戻し税申請書(内訳明細)」(別紙様式16 - 2)各2通による。

(2) 申請書の提出者

上記(1)の申請書の提出は、法第85条第1項《旅客携帯品の戻し税》の承認小売業者の名(小売業者が法人である場合には法人の名称及びその代表者名)をもつて行わせる。この場合において、同一人が二箇所以上の小売販売場で営業している場合には、当該小売販売場ごとに申請させるものとする。

(3) 申請書の作成区分

申請書は、令第119条第6項の規定により毎月その月中に移出又は輸出があつた物品を取りまとめて作成させることとなるが、この場合における同項に規定する「移出又は輸出がされた物品」とは、当該月中に前記5 - 8(携帯移出等の確認)により税関の確認を受けた販売記録票に記載された指定物品をいう。

なお、税関の確認を受けた販売記録票に記載された指定物品の数量又は金額が、前記5 - 6 - 2(戻し税ができる数量又は金額の限度)の戻し税限度を超えている場合には、当該超えている数量又は金額に係る指定物品については、戻し税の対象とならないので留意する。

(4) 戻し税申請書の処理事務の分掌

申請書の受理及び審査は、同条第2項《承認小売業者の記帳義務》に規定する小売販売場の所在地を所轄する税関官署(輸出通関部門)において所掌するものとする。ただし、戻し税の支払事務を行うことができる官署は、沖縄地区税関に限られるので、沖縄地区税関以外の税関官署において申請書の受理及び審査を行った場合には、審査終了後当該申請に係る戻し税の支払決議書(申請書類を添付する。)を沖縄地区税関あて送達する。

(5) 申請の際の添付書類等

申請書に添付する書類は、令第119条第6項の規定に基づく税関が確認した販売記録票のほか、次に該当する場合には、それぞれに掲げる書類を添付又は提示させるものとする。

イ 申請者が本制度実施後最初の払戻し申請を行う場合 令第89条第4項《施行日

における手持品課税》の規定により手持品課税についての所轄税務署へ提出した
「手持品課税対象酒類（物品）課税標準額等申告書（付表を含む。）」
□ 税関において戻し税審査を行うために特に必要と認めた場合 指定物品に係る
仕入伝票又は令第 119 条第 2 項《承認小売業者の記帳義務》に規定する帳簿